喜多方市高齢福祉課

介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱いについて

1. 介護サービス提供により事故が発生した場合、事故の速やかな解決及び再発防止に資するため、サービス提供事業者から介護保険者に報告すべき事項及びその手順等について、その取扱いを下記のとおりとする。

2. 報告すべき事故の範囲

各サービス提供事業者は、次の（1）から（5）の場合、介護保険者に報告を行う。

（1）介護サービスの提供による利用者のけがや死亡事故等（けが等）が発生した場合

① 利用者の事故による死亡

② 利用者の誤嚥による死亡

③ 利用者のその他の理由による死亡

④ 利用者の誤嚥等による負傷

⑤ 利用者の骨折による負傷（入院若しくは１箇月以上の通院が必要となるもの又は要介護度が変わるもの）

⑥ 利用者のその他の理由による負傷（入院若しくは１箇月以上の通院が必要となるもの又は要介護度が変わるもの）

⑦ 利用者の誤薬（医師の処方どおりでない薬の服用・投与が行われた場合）

※ 擦過傷や打撲など比較的軽易なものは除く。

※ 介護サービス提供には、送迎及び通院等を含む。

（2）介護サービス提供により、利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生又は発生するおそれがある場合

（3）職員（従業員）の法令違反、不祥事等が発生した場合

（4）介護サービス提供中に利用者が長時間所在不明となった場合（警察署等に届出したもの）

（5）その他、報告が必要と認められる事故が発生した場合（火災の発生、天災による被害等）

3. 報告の手順

提出様式：事故報告書（事業者→喜多方市）

（1）事故発生後、介護保険事業者は、速やかに介護保険者に電話で報告するものとする。（第一報）

① 第一報の内容は、別紙「事故報告書」の項目に沿ったものとするが、報告時点で判明している部分（事故状況の事実関係）のみとする。

② 介護保険者とは、（ア）被保険者の属する保険者（市町村）と、（イ）事業所・施設が所在する市町村の両者とする。

（2）第一報後の経過については、事故発生後速やか（事故発生から５日以内を目安）に、「事故報告書により報告する。なお事故報告の項目１から６まで可能な限り記載する。

（3）当該事故対応が終了した時、または事故処理の区切りがついた時には、事故の原因分析や

再発防止策等を講じた上で、事故発生から１か月以内に「事故報告書」の７及び８の項目を追記し、最終報告として提出する。

(4)　事故発生から当該事故の対応まで短日時（おおむね５日間程度）で終了した場合は、「事故報告書」の１から７までの全項目を記載し、最終報告として報告する。

4.　公的機関への報告

介護保険者（喜多方市）に対する事故報告書は、喜多方市高齢福祉課又は各総合支所住民課に行うものとする。また、当該対象者が市外に住所を有する者（住所地特例者を除く）の場合は、住所地の保険者（住所地特例者の保険者も含める）にも同様の報告をするものとする。

また、下記の事故等については、福島県に対しても報告するものとする。

(1) 報告対象施設

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設、認知症グループホーム、生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護施設、複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護医療院

(2) 県に報告する事故等の内容

ア　入所者（利用者を含む。以下同じ。）の事故による死亡

イ　入所者の誤嚥による死亡

ウ　入所者のその他の理由による死亡

エ　入所者の誤嚥による負傷

オ　入所者の骨折による負傷（入院若しくは１カ月以上の通院が必要となるもの又は要介護度が変わるもの）

カ　入所者のその他の理由による負傷（入院若しくは１カ月以上の通院が必要となるもの又は要介護度・認知症度が変わるもの）

キ　入所者の誤薬（医師の処方どおりでない薬の服用・投与が行われた場合）

ク　職員の法令違反・不祥事等

ケ　火災の発生

コ　地震、津波、台風等の天災による被害

サ　入所者の長時間の所在不明（概ね２４時間経過しても発見できない場合）

シ　入所者間または職員の暴行等による入所者の死傷

ス　その他アからシまでに準ずる重要な事項（判断に迷う場合は所管の保健福祉事務所又は県高齢福祉課に相談すること）

5.　感染症等の報告について

高齢者施設等における感染症等報告については県基準に基づき、会津保健福祉事務所に報告後、当市高齢福祉課に報告してください。